

## 深夜酒類提供飲食店営業届出必要書類等 (法人用)

必 要 書 類	必要数等	備 考
○ 開始届出書	1	別記様式第47号
○ 営業の方法を記載した書類	1	別記様式第48号
○ 営業所の平面図	1	記載例参照
○ 定款	1	
○ 登記事項証明書	1	いわゆる商業登記簿
※ 飲食店営業の許可証 (コピー)	1	保健所の許可証の写し (名義・有効期間要確認)
※ 用途地域の証明書等	1	市(区)役所, 町役場等(一部インターネット)で入手可
※ 賃貸契約書の写し等	1	
○ 住民票の写し	役員全員	本籍(国籍)記載のもの

- ※1 **営業を開始する10日前までに届出**をしなければなりません。
- ※2 住民票の写しは、**3月以内**に発行を受けたものを提出してください。
- ※3 都市計画法で定める第1種低層住居専用地域等の住居系地域では、営業が出来ませんので充分確認をしてください。
- 接待行為を行う場合は風俗営業に該当し、許可が必要となります。
  - 構造設備の技術上の基準を遵守する必要があります。
    - ・ 客室の床面積は1室の床面積を9.5㎡以上とすること(1室のみの場合を除く。)
    - ・ 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと
    - ・ 照度が20ルクス以下にならないようにすること
  - 従業員名簿の備付け
    - ・ 営業所ごとに従業者名簿の備付けが必要です。
    - ・ 接客従業者の従業者名簿には、「国籍」「生年月日」「外国人の場合は在留資格等」を確認した記録(書類)のコピーを綴っておく必要があります。
  - ※ 一般的には、「本籍(国籍)入りの住民票の写し(コピー) + 運転免許証のコピー」が添付されています。
  - 届出事項が変更となった場合、営業をやめた場合は届出が必要です。

別記様式第47号 (第103条関係)

※ 受理 年月日		※ 受理 番号	
-------------	--	------------	--

### 深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第33条第1項の規定により届出をします。

年 月 日

広島県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

(ふりがな) 氏名又は名称				
住 所	〒 ( ) ( ) 局 番			
(ふりがな) 法人にあつては、 その代表者の氏名				
(ふりがな) 営業所の名称				
営業所の所在地	〒 ( ) ( ) 局 番			
営業所の 構造及び 設備の 概要	建物の構造			
	建物内の営業所の位置			
	客室数	室	営業所の床面積	㎡
	客室の	各客室の	㎡	㎡
	総床面積	㎡	床面積	㎡
	照明設備			
	音響設備			
	防音設備			
その他				

別記様式第48号（第103条関係）

営 業 の 方 法	
営業所の名称	
営業所の所在地	
営 業 時 間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
18歳未満の者を従業員として使用すること	①する ②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する ②しない
	①の場合：保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する ②しない
	①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法
酒 類 の 提 供	提供する酒類の種類及び提供の方法
	20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊興の内容
	時 間 帯 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容